

ニュージーランド向け輸出二枚貝の取扱要領（平成22年4月9日付け食安発0409第1号、21消安第11363号、21水漁第2441号別紙）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">（作成日）平成22年4月9日 （最終改正日）平成28年<u>6</u>月<u>30</u>日</p> <p style="text-align: center;">ニュージーランド向け輸出二枚貝の取扱要領</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 用語の定義 (1)・(2) (略) <u>(3)「水産庁要領」とは、「水産庁による対EU輸出水産食品取扱施設の認定等取扱要領」の制定について</u>（平成26年9月11日付け26水漁第817号水産庁長官通知）の別紙「<u>水産庁による対EU輸出水産食品取扱施設の認定等取扱要領</u>」をいう。 (4) (略) <u>(5)「認定施設」とは、対EU取扱要領又は水産庁要領に基づき認定された加工船及び処理、加工、製造又は保管を行う陸上の施設をいう。</u> (6)～(12) (略) <u>(13)「水産庁職員等」とは、水産庁職員又は水産庁要領別添2に基づく講習会を受講した者のうち、水産庁が指名</u></p>	<p style="text-align: center;">（作成日）平成22年4月9日</p> <p style="text-align: center;">ニュージーランド向け輸出二枚貝の取扱要領</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 用語の定義 (1)・(2) (略) (3) (略) <u>(4)「認定施設」とは、対EU取扱要領に基づき認定された加工船及び処理、加工、製造又は保管を行う陸上の施設をいう。</u> (5)～(11) (略)</p>

した者をいう。

3. 衛生証明書の発行要件

(略)

ア (略)

イ 対E U取扱要領又は水産庁要領に基づく認定施設で処理、加工、製造又は保管をされたものであること。

ウ 次のいずれかを満たしていること。

① 対E U取扱要領の「10. 養殖魚介類を使用した水産食品等の残留動物医薬品等の取扱い」及び「11. ホタテガイ等二枚貝の取扱い」に基づく衛生要件等を満たしたものであること。

② 水産庁要領の「6. 養殖魚を使用した水産食品等の残留動物医薬品等の取扱い」及び「7. ホタテガイ等二枚貝の取扱い」に基づく衛生要件等を満たしたものであること。

4. 本要領の所掌

認定施設に関する事務は衛生当局及び水産庁が、産地市場及び消費地市場に関する事務は衛生当局が、登録施設等（産地市場及び消費地市場を除く。）に関する事務は水産当局が、それぞれ行うものとする。

なお、衛生証明書の発行、対E U取扱要領の10. 及び11. 並びに水産庁要領の6. 及び7. に係る事務は、衛生当局と水産当局が協力して行うものとする。

また、必要に応じて、衛生当局と水産当局は協力するも

3. 衛生証明書の発行要件

(略)

ア (略)

イ 対E U取扱要領に基づく認定施設で処理、加工、製造又は保管をされたものであること。

ウ 対E U取扱要領の「10. 養殖魚介類を使用した水産食品等の残留動物医薬品等の取扱い」及び「11. ホタテガイ等二枚貝の取扱い」に基づく衛生要件等を満たしたものであること。

4. 本要領の所掌

認定施設並びに産地市場及び消費地市場に関する事務は衛生当局が、登録施設等（産地市場及び消費地市場を除く。）に関する事務は水産当局が、それぞれ行うものとする。

なお、衛生証明書の発行並びに対E U取扱要領の10. 及び11. に係る事務は、衛生当局と水産当局が協力して行うものとする。

また、必要に応じて、衛生当局と水産当局は協力するも

のとする。

5. 衛生証明書の発行手続

(1) 衛生証明書の発行申請

製造者は、輸出の都度、別紙様式1に必要書類を添付して、認定施設を認定した都道府県知事等又は水産庁宛て申請を行うものとする。なお、製造者が都道府県知事等に対して電子メールによる申請を行う場合にあっては、別添によるものとする。

(2) 衛生証明書の発行要件の審査

申請を受理した都道府県知事等は、指名食品衛生監視員に審査させるものとする。また、申請を受理した水産庁は、審査を行うものとする。

(3) 衛生証明書の発行

ア 都道府県知事等又は水産庁は、(2)の審査の結果、3.の発行要件に適合すると認められるときは、指名食品衛生監視員又は水産庁職員等に荷口と申請内容を確認させた上で、所定の用紙を用いて、別紙様式2により衛生証明書を発行するものとする。

また、衛生証明書の印章は保健所長等の公印又は水産庁印を用い、署名者は荷口を確認した指名食品衛生監視員又は水産庁職員とするものとする。

ただし、直近3回の輸出の際の荷口確認において問題が認められない製造者については、指名食品衛生監視員又は水産庁職員等による荷口の確認を月1回まで減ずることができる。

のとする。

5. 衛生証明書の発行手続

(1) 衛生証明書の発行申請

製造者は、輸出の都度、別紙様式1に必要書類を添付して、都道府県知事等あて申請を行うものとする。

(2) 衛生証明書の発行要件の審査

申請を受理した都道府県知事等は、指名食品衛生監視員に書面審査させるものとする。

(3) 衛生証明書の発行

ア 都道府県知事等は、(2)の審査の結果、3.の発行要件に適合すると認められるときは、指名食品衛生監視員に荷口と申請内容を確認させた上で、所定の用紙を用いて、別紙様式2により衛生証明書を発行するものとする。

また、衛生証明書の印章は保健所長等の公印を用い、署名者は荷口を確認した指名食品衛生監視員とするものとする。

イ 都道府県知事等又は水産庁は、衛生証明書の原本及びその写しを一部ずつ申請者に発行するとともに、これとは別に原本の写し一部を保管するものとする。

ウ（略）

6. 地方厚生局への報告等

都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主務部局の長は、毎年、1月1日から12月31日までの衛生証明書の発行件数等について、当該施設がある地域を所管する地方厚生局健康福祉部食品衛生課長に、別紙様式3にて翌年1月10日までに報告するものとする。また、地方厚生局健康福祉部食品衛生課は、当該報告を厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課輸出水産食品担当宛てに報告すること。

7.（略）

（別添）

電子メールによる衛生証明書の発行申請手続

1. 食品輸出計画書の提出

輸出者は、別紙様式4に必要事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を書面にて都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主務部局（以下「衛生証明書発行機関」という。）宛てに提出すること。

（1）輸出計画には、前年度の輸出実績、当該年度の事業

イ 都道府県知事等は、衛生証明書の原本及びその写しを一部ずつ申請者に発行するとともに、これとは別に原本の写し一部を保管するものとする。

ウ（略）

6. 地方厚生局への報告等

都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主務部局の長は、毎年、1月1日から12月31日までの衛生証明書の発行件数等について、当該施設がある地域を所管する地方厚生局健康福祉部食品衛生課長に、別紙様式3にて翌年1月10日までに報告するものとする。また、地方厚生局健康福祉部食品衛生課は、当該報告を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課水産安全係あてに報告すること。

7.（略）

計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。

(2) 一つの食品輸出計画書に、同一の衛生証明書発行機関で衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。

(3) 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

2. 衛生証明書の発行申請

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要領に従い、衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、衛生証明書発行機関宛てに送付すること（その際、衛生証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。
なお、1. の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

(1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。

(2) 衛生証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。

(別紙様式1 衛生証明書発行申請書様式)

年 月 日

都道府県知事
各 保健所設置市長 殿
特別区長
水産庁長官

(略)

(16) 加工施設の対EU要領又は水産庁要領に基づく認定番号
(略)

(別紙様式2)・(別紙様式3) (略)

(別紙様式4)

年 月 日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部(局)長 殿
特別区

輸出者

住所

氏名 印

電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

食品輸出計画書

(別紙様式1 衛生証明書発行申請書様式)

年 月 日

都道府県知事
各 保健所設置市長 殿
特別区長

(略)

(16) 加工施設の対EU要領に基づく認定番号
(略)

(別紙様式2)・(別紙様式3) (略)

平成 年度の食品の輸出計画を下記のとおり提出します。

記

1. 担当者

部署名：

担当者氏名：

電話番号：

E-mailアドレス：

※上記担当者が、当該年度に係る衛生証明書の申請手続を行うものとする。

2. 輸出計画

輸出年月	輸出先国・地域	輸出食品	輸出数重量